

あま市男女共同参画推進条例（提言書案）に対するパブリックコメント実施要領

区 分	内 容
案件	あま市男女共同参画推進条例（提言書案）
目 的	男女が互いの人権を尊重し、協力し、力を発揮しあいながら共に責任も分かちあい参画できる社会を築くことは、誰もが住みよく、希望にあふれた活力あるあま市を築くこととなります。このような男女共同参画社会の実現に向けて、あま市男女共同参画推進懇話会に諮問し、審議を進めてきました。懇話会でまとめられた提言書案に対し、広く市民から意見を募集します。
意見の募集期間 （閲覧期間）	平成 23 年 11 月 21 日（月）～平成 23 年 12 月 20 日（火）
条例案の閲覧場 所等	以下の場所にて閲覧（土・日曜、祝日を除く。午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分） ○本庁舎 1 階 人権推進課 ○七宝庁舎 1 階 七宝市民サービスセンター ○甚目寺庁舎 1 階 甚目寺市民サービスセンター ※市ウェブサイトでも閲覧できます。
意見を提出でき る方	○市内に住所を有する方 ○市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ○市内の事務所又は事業所に勤務する方 ○市内の学校に在学している方 ○パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方
意見の提出方法	次の内容を記載した用紙により市役所本庁舎人権推進課宛てにお届けください。 （※様式は自由ですが、閲覧場所及び市ウェブサイトにて用意してあります。） 【意見等提出様式】 ○件名：あま市男女共同参画推進条例（提言書案）に対するご意見 ○氏名（法人の場合は法人名） ○住所（法人の場合は所在地） ○電話番号 ○ご意見等：＜趣旨・内容等＞
意見の提出先	○持参の場合 市役所本庁舎人権推進課、又は七宝、甚目寺市民サービスセンターにご提出ください。 ○郵送の場合 〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1 あま市役所人権推進課宛 ○F A X の場合 052-441-8330 人権推進課宛 ○電子メールの場合 jinken_jinken@city.ama.lg.jp
意見の取り扱い 及び応答方法	○期間中に頂いた意見を参考に仮称あま市男女共同参画推進条例案を策定します。 ○頂いた意見は原則、公開します。 ○個別の回答はいたしません。 ○電話や口頭での意見は受け付けておりません。
募集・公表の周 知方法	○市広報・市ウェブサイトにて周知